

(牛ミンチ製造・使用業者) 様

新潟県農林水産部食品・流通課長
新潟県福祉保健部生活衛生課長

食品表示の適正化について（通知）

日ごろ、食品表示の適正化につきまして、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、先般、農林水産省は、株式会社北海道加ト吉（以下「北海道加ト吉」という。）がミートホープ株式会社（以下「ミートホープ」という。）から仕入れた挽肉を使用して製造したコロッケの原材料表示等に関し、北海道加ト吉及びミートホープ等に対し、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（以下「JAS法」という。）に基づく立入検査を実施し、その結果、様々な違反事実が明らかになっています。

食品の表示については、JAS法や食品衛生法などで基準が示されており、食品ごとに表示すべき事項が定められております。

また、本県の「にいがた食の安全・安心条例」では、食品関連事業者の責務として、関係法令の遵守や食品等の安全性の確保、消費者の信頼の確保等を明確に規定しているところ です。

このような状況を踏まえ、消費者の信頼を確保し商品選択に資するため、引き続き適正な食品の表示に遺漏無きようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

食品・流通課消費拡大係	TEL：025-280-5743(直通)
生活衛生課食の安全・安心推進係	TEL：025-280-5743(直通)

食流第151号の2
平成19年6月28日

社団法人新潟県食品衛生協会長 様
新潟県食肉衛生同業組合連合会長 様
新潟県食肉事業協同組合連合会長 様
新潟県スーパーマーケット協会長 様
全日食チェーン新潟協同組合長 様

新潟県農林水産部食品・流通課長
新潟県福祉保健部生活衛生課長

食品表示の適正化について（通知）

日ごろ、食品表示の適正化につきまして、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
さて、先般、農林水産省は、株式会社北海道加ト吉（以下「北海道加ト吉」という。）がミートホープ株式会社（以下「ミートホープ」という。）から仕入れた挽肉を使用して製造したコロッケの原材料表示等に関し、北海道加ト吉及びミートホープ等に対し、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（以下「JAS法」という。）に基づく立入検査を実施し、その結果、様々な違反事実が明らかになっています。

食品の表示については、JAS法や食品衛生法などで基準が示されており、食品ごとに表示すべき事項が定められております。

また、本県の「にいがた食の安全・安心条例」では、食品関連事業者の責務として、関係法令の遵守や食品等の安全性の確保、消費者の信頼の確保等を明確に規定しているところ です。

このような状況を踏まえ、消費者の信頼を確保し商品選択に資するため、引き続き適正な食品の表示に遺漏無きよう貴会会員に周知願います。

【お問い合わせ先】

食品・流通課消費拡大係	TEL：025-280-5743(直通)
生活衛生課食の安全・安心推進係	TEL：025-280-5743(直通)

食 流 第 1 5 1 号 の 3
平成 1 9 年 6 月 2 8 日

地域振興局(支局)農林水産(農業)振興部長 様

食品・流通課長

食品表示の適正化について（通知）

先般、農林水産省は、株式会社北海道加ト吉（以下「北海道加ト吉」という。）がミートホープ株式会社（以下「ミートホープ」という。）から仕入れた挽肉を使用して製造したコロッケの原材料表示等に関し、北海道加ト吉及びミートホープ等に対し、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（以下「J A S 法」という。）に基づく立入検査を実施し、その結果、様々な違反事実が明らかになっています。

食品の表示については、J A S 法や食品衛生法などで基準が示されており、食品ごとに表示すべき事項が定められています。

また、本県の「にいがた食の安全・安心条例」では、食品関連事業者の責務として、関係法令の遵守や食品等の安全性の確保、消費者の信頼の確保等を明確に規定しているところです。

このような状況を踏まえ、今後、食品表示の一層の適正化を図るため、別紙写しのとおり関係団体等に通知しましたので、御了知願います。

受信担当	文書取扱者	発信担当	消費拡大係 長谷川（内線 2951）
文書公開	公開	保存年限	1 年
文書の取扱い	各地域振興局(支局)農林水産(農業)振興部の J A S 法担当者あてに発送しています。		